

HP用

令和 7 年度 教育委員会 第16回定例会 議案

1 日 時 令和 7 年 11 月 19 日 (水) 午後 2 時

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

第 25 号議案 令和 7 年 12 月 県議会定例会に提出する議案 …非

(3) 閉 会

静岡県教育委員会

＜非＞第 25 号議案

令和 7 年 12 月 県議会定例会に提出する議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、下記議案に同意する。

令和 7 年 11 月 19 日

静岡県教育委員会教育長

記

（予算案）

1 令和 7 年度静岡県一般会計補正予算（教育委員会関係）

（条例案）

2 静岡県教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

3 静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例（教育委員会関係）

4 静岡県文化センター使用料条例の一部を改正する条例

5 静岡県総合教育センターの設置及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

令和7年12月県議会定例会提出議案の概要

(予算案)

1 令和7年度静岡県一般会計補正予算（教育委員会関係）

(1) 総括表

(単位：千円)

区分	補正前の額	補正額	累計
教育委員会所管分	222,884,099	5,513,954	228,398,053
人件費	175,350,000	5,513,954	180,863,954
事業費	47,534,099	0	47,534,099
教育費	47,104,099	0	47,104,099
災害対策費	430,000	0	430,000

(2) 事業概要

(単位：千円)

事業名	<現計額> 補正額	説明
教職員給与費	<175,350,000> 5,513,954	人事委員会勧告等に基づく教職員の給与改定及び管理職手当の削減等

(条例案)

2 静岡県教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

教育総務課

人事委員会勧告等に基づき職員の給与の改定等を行うため、所要の改正を行うものである。

(1) 静岡県教職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定

- (ア) 若年層に重点を置いて給料表の給料月額を引き上げる。
- (イ) 給料表の別表第2及び別表第3の備考の3級職員に適用される加算額を引き上げ、4級職員に適用される加算措置を新たに設ける。
- (ウ) すべての給料表について、給料月額に乗じる率を引き下げる。

100分の101.43 → 100分の100.62

イ 諸手当の改定

(ア) 地域手当

県内在勤者の支給割合を引き上げる。

100分の4.15 → 100分の5

(イ) 通勤手当

勤務公署又は職員の住居と最寄りの駅との間の通勤が不便なため、やむを得ず交通機関と自動車等を併用し、駐車場等を利用する職員に対する駐車場等の料金の支給限度額

月額3,000円 → 5,000円

(ウ) 特地勤務手当に準ずる手当

新たに給料表の適用を受けることになった職員を支給対象とする。

(エ) 宿日直手当

a 通常の宿日直に係る勤務1回当たりの支給限度額

4,400円 → 4,700円

b 生徒の生活指導等のための当直等、人事委員会規則で定める特殊な業務を行う宿日直に係る勤務1回当たりの支給限度額

7,400円 → 7,700円

(オ) 義務教育等教員特別手当の月額の上限を引き上げる。

8,000円 → 8,600円

(カ) 期末・勤勉手当

a 期末手当の年間の支給割合を0.025月分引き上げる。

b 勤勉手当の年間の支給割合を0.025月分引き上げる。

c 令和8年度の支給割合を定める。

(単位：月)

区分		6月	12月	計
令和7 年度	期末手当	1.25 (1.05)	1.25 → 1.275 (1.05 → 1.075)	2.50 → 2.525 (2.10 → 2.125)
		0.6625	0.6625 → 0.6875	1.325 → 1.35
	勤勉手当	1.05 (1.25)	1.05 → 1.075 (1.25 → 1.275)	2.10 → 2.125 (2.50 → 2.525)
		1.0625	1.0625 → 1.0875	2.125 → 2.15
	計	2.30	2.30 → 2.35	4.60 → 4.65
		1.725	1.725 → 1.775	3.45 → 3.50
令和8 年度	期末手当	1.25 → 1.2625 (1.05 → 1.0625)	1.275 → 1.2625 (1.075 → 1.0625)	2.525 (2.125)
		0.6625 → 0.675	0.6875 → 0.675	1.35
	勤勉手当	1.05 → 1.0625 (1.25 → 1.2625)	1.075 → 1.0625 (1.275 → 1.2625)	2.125 (2.525)
		1.0625 → 1.075	1.0875 → 1.075	2.15
	計	2.30 → 2.325	2.35 → 2.325	4.65
		1.725 → 1.75	1.775 → 1.75	3.50

()は、特定幹部職員の支給割合

下欄は、大学の学長の支給割合

ウ その他所要の改正を行う。

(2) 静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

ア 社会情勢の変化等に伴い、多学年学級担当手当を廃止する。

イ 特殊業務手当の一部を次のとおり改正する。

区分	改正前	改正後
負傷、疾病等に伴う救急の業務	1日につき	7,500円
緊急の補導業務	1日につき	8,000円

(3) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例

ア 教職調整額

(ア) 支給割合を引き上げる。

100分の4 → 100分の10

(イ) 指導改善研修被認定者については、教職調整額を支給しないこととする。

(4) 附則関係

ア 施行期日

公布の日。ただし、(1)ア(イ)、(1)イ(オ)、(2)及び(3)は令和8年1月1日、(1)ア(ウ)、(1)イ(ア)、(1)イ(イ)並びに令和8年度の期末手当及び勤勉手当については、令和8年4月1日。

イ 経過措置

令和12年12月31日までの間における教職調整額の支給割合について、特例措置を講ずる。

3 静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (教育委員会関係のみ抜粋)

義務教育課

受益者負担の適正化を図るため、県が手数料を徴収する事務及び手数料の額について、関係法令の改正等に基づき、所要の改正を行うものである。

(1) 改正の概要

区分	手数料名	内 容	新設・改 正理由
改 正	教育職員普 通免許状授 与等手数料	教育職員普通免許状の授与等に係る手数料 ・授与等手数料 1件3,300円から4,100円に改める	受益者 負担の 適正化
	教育職員特 別免許状授 与手数料	教育職員特別免許状の授与に係る手数料 ・授与手数料 1件3,300円から4,100円に改める	
	教育職員臨 時免許状授 与等手数料	教育職員臨時免許状の授与等に係る手数料 ・授与等手数料 1件1,700円から2,400円に改める	
	教育職員免 許状授与証 明書交付手 数料	教育職員免許状授与証明書の交付に係る手数料 ・交付手数料 1件400円から440円に改める	
	教育職員検 定手数料	教育職員の検定に係る手数料 ・検定手数料 1件1,700円から2,400円に改める	
	教育職員免 許状の書換 え又は再交 付の手数料	教育職員免許状の書換え又は再交付に係る手数料 ・書換え手数料 1件870円から1,600円に改める ・再交付手数料 1件1,100円から1,900円に改める	

(2) 施行期日

令和8年4月1日

4 静岡県文化センター使用料条例の一部を改正する条例

新図書館整備課

受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行うものである。

(1) 改正の概要

静岡県文化センターにおける講堂等の使用料の額を改正する。

区分	使用料			
	9時から12時 まで	12時から17時 まで	9時から17時 まで	
講堂(レクチャールーム)	改正前	2,900円	4,900円	7,800円
	改正後	4,000円	6,600円	10,600円
会議室(視聴覚モデルルーム)	改正前	1,750円	2,950円	4,700円
	改正後	2,400円	4,000円	6,400円
会議室(中集会室)	改正前	900円	1,600円	2,500円
	改正後	1,300円	2,100円	3,400円
会議室(小集会室A)	改正前	550円	1,000円	1,550円
	改正後	800円	1,300円	2,100円
会議室(小集会室B)	改正前	300円	550円	850円
	改正後	450円	750円	1,200円
展示室	改正前	1,150円	1,950円	3,100円
	改正後	1,600円	2,600円	4,200円

(2) 施行期日

令和8年4月1日

5 静岡県総合教育センターの設置及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

教育政策課

受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行うものである。

（1）改正の概要

静岡県総合教育センターの使用料の額を改正する。

施設区分		改正前	改正後
講 堂	1時間につき	4,500円	4,700円
大研修室	1時間につき	2,200円	2,800円
研修室1	1時間につき	800円	1,600円
研修室2	1時間につき	800円	1,600円
体 育 館	1時間につき	1,200円	1,500円
テニスコート	1時間につき	400円	700円

（2）施行期日

令和8年4月1日

第16回定例会 報告事項

番号	項目	Page
配付 報告 1	「知事褒賞」第1期受賞者の決定	P1

(件名)

知事褒賞受賞者（高校生）の決定

(高校教育課)

（要旨）

職業教育関係学校の生徒のうち、特に学業・技能に関する業績が優秀で、取組姿勢等が他の模範となると認められる者に対して知事褒賞を授与する。

（概要）

1 知事褒賞受賞者（第1期）

	学校名 (学科等)	学年	氏名	性別	学業・技能に関連した顕著な業績
1	科学技術高校 (情報システム科)	3	はつとり 服部 陽佑	男	第19回若年者ものづくり競技大会 ITネットワークシステム管理職種 金賞／厚生労働大臣賞 等
2	科学技術高校 (情報システム科)	3	もちづき 望月 輝翔	男	基本情報技術者試験合格 ジュニアマイスターゴールド取得 等
3	静岡商業高校 (情報処理科)	3	まきの 牧野 帆花	女	第36回全国高等学校情報処理競技大会（全国大会）団体準優勝 基本情報技術者試験合格 等
4	清水南高校 (芸術科・美術専攻)	3	やました 山下 峰櫻	女	令和7年用 国土緑化運動・育樹運動 ポスター原画コンクール 特選 農林水産大臣賞 等

2 その他

10月以降に顕著な業績を残した者については、今後、第2期の表彰を行う予定。